

# 意見募集要項

## 1 意見募集対象

湯の丸高原風景地保護協定

## 2 意見募集期間

平成23年10月31日（月）～平成23年11月13日（日）

※郵送の場合は平成23年11月13日（日）の消印有効

## 3 意見提出方法

[意見提出用紙]の様式により、氏名（企業・団体の場合は、その名称）、連絡先（住所、電話番号必須）を必ず明記の上、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- 郵送（A 4 版）：封筒に朱書きで「風景地保護協定に係る意見」と記載してください。
- FAX（A 4 版）：締切間際は、回線が混み合う可能性がありますので、あらかじめ余裕を持ってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。
- 電子メール：[意見提出用紙]の項目に従い、テキスト形式で送付してください（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理し兼ねますので御遠慮願います。）。

### <注意事項>

- 意見は、日本語で提出願います。
- 意見概要は、100字以内で、簡潔に記載願います。
- 郵送、FAXの場合はA 4サイズの用紙に記載の上、提出願います。
- 電子メールの場合、件名に「風景地保護協定に係る意見」と記載して下さい。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います（アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。）。
- 提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- この募集要項に即して記述されていない場合（氏名、住所、電話番号等必要事項が書かれていない等内容に不備があるもの、締切日までに到着しなかったもの等）及び下記に該当する内容については無効とさせていただくことがあります。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
  - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
  - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
- 皆様からいただいた御意見は、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

**[意見提出用紙]**

※ 各項目はこの順番で記載願います。

[件名] 風景地保護協定に係る意見

[宛先] 環境省自然環境局 国立公園課

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

1 意見の要約 (100字以内で記載)

2 意見及び理由

#### 4 閲覧又は入手の方法

- 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>) のパブリックコメント欄 (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>) を参照
- 環境省自然環境局国立公園課及び環境省長野自然環境事務所において資料縦覧

#### 5 意見提出先

○ 郵送の場合

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局国立公園課 あて

○ FAX の場合 FAX 番号 : 03-3595-1716

○ 電子メールの場合 : [shizen-kouen@env.go.jp](mailto:shizen-kouen@env.go.jp)